

平成 19 年 7 月 27 日

金融庁総務企画局企画課 御中

全国銀行協会

「預金保険法施行規則」の一部改正（案）及び「預金保険法第五十八条の三
第一項に規定する措置に関する内閣府令」の一部改正（案）に対する意見等
の提出について

平成 19 年 6 月 29 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見等を、別
紙のとおり提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申しあげま
す。

以 上

(別 紙)

平成19年 7 月 27 日

「預金保険法施行規則」の一部改正（案）及び「預金保険法第五十八条の三
第一項に規定する措置に関する内閣府令」の一部改正（案）に対する意見等

全 国 銀 行 協 会

<確認事項>

- ◆ 本改正案は、郵便貯金銀行に対して、預金保険制度加盟金融機関に課される名寄せに必要なシステムや預金者データの整備に係る規定の適用を、制度加盟時から2年間猶予し、その間、同行独自の既存システム等の継続利用を許容するものであるが、銀行法上の銀行として預金保険制度に加入することが確定した2005年10月の郵政民営化法成立から起算すれば、合計約4年の準備期間を与えるものとなる。

円滑な民営化を実現するためのシステム対応等が最優先の課題であることは理解できるが、預金保険法上の義務を含む利用者保護のための体制整備は、それに比する重要事項として可能な限り速やかに取り組むべき課題である。

民営化後2年間という猶予期間は、こうした観点から検討したうえで、郵便貯金銀行が専一に最大限努力した場合の真に必要な経過措置期間であるという理解でよいか。

以 上